

事 務 連 絡
令 和 5 年 5 月 1 日

松原市立各学校園長 様

松原市教育委員会事務局
教育推進課長 長尾 彰太郎

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について(依頼)

標記について、別添(写)のとおり、大阪府教育庁市町村教育室小中学校課長並びに教育振興室保健体育課長より依頼がありました。

つきましては、令和5年3月23日付け事務連絡でお示した「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル(市町村立学校園版)」を廃止いたします。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類相当から5類に移行する5月8日以降の各学校園の教育活動について、貴職下教職員に周知願います。

なお、詳細については別紙「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症に関わる校内共有の際のポイント」のとおりです。

連絡先

松原市教育委員会事務局 学校教育部
教育推進課 担当：松本 大樹

〒580-8501 松原市阿保1丁目1番1号

TEL 072-334-1550 (内線2581)

TEL 072-337-3150 (直通)

FAX 072-332-7720

E-mail: suisin-syuji01@matsubara.e-kokoro.ed.jp



教小中第 1365 号
令和 5 年 4 月 28 日

各市町村教育委員会
学校教育指導主管課長 様
学校保健主管課長 様

大阪府教育庁
市町村教育室小中学校課長
教育振興室保健体育課長

5 類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（依頼）

令和 5 年 4 月 28 日付け 5 文科初第 347 号により、別添（写し）のとおり、文部科学省初等中等教育局長から通知がありました。

つきましては、令和 5 年 3 月 22 日付け教小中第 3735 号でお示した「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（市町村立学校園版）」を廃止いたします。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが 2 類相当から 5 類に移行する 5 月 8 日以降の市町村立学校園の教育活動について学校園にご指導願います。

なお、府立学校における 5 類感染症移行後の教育活動については、おってお示しいたします。

今後、感染が再流行するなど、感染状況によっては、改めて対応をお願いする場合がありますことをご了承願います。

その他、本件について御不明な点等があれば、下記連絡先まで連絡願います。

【連絡先】

- 教育活動に関すること
小中学校課 学事グループ 06-6944-6886
- 保健指導・衛生管理に関すること
保健体育課 保健・給食グループ 06-6944-9365